

第 3 回計画（案）からの修正点

第 4 回境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

第3回計画（案）からの修正点

第3回計画（案）	第4回計画（案）
<p>■ （パブリックコメント2 を反映） P19「計画の体系」において「予防」の視点を前面に押し出したことに伴い、所要の修正を行いました。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ◇ P19の「基本施策」の4段目 ◇ P29の10行目の「基本施策4」 認知症の理解と普及啓発、早期対応等の推進 ◇ P19の「取組の柱」の上から10段目 認知症の早期診断・対応の支援 ◇ P16の「課題」欄の上から3段目 認知症の理解と普及啓発、早期対応等の推進 ◇ P17の14行目 2 住み慣れた地域で安心して暮らし続ける 高齢者の心身の状況に応じて介護や医療の専門的なサービスが一体的に提供されることで、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができます。 <u>また、認知症高齢者に対する地域の理解や相談体制が充実し、いざという時のための体制が整っていることで、高齢者自身のみならず、その家族等も安心して地</u> 	<p style="text-align: center;">認知症の理解と普及啓発、<u>予防と早期対応等の推進</u></p> <p style="text-align: center;">認知症の<u>予防</u>・早期診断・対応の支援</p> <p style="text-align: center;">認知症の理解と普及啓発、<u>予防と早期対応等の推進</u></p> <p>2 住み慣れた地域で安心して暮らし続ける 高齢者の心身の状況に応じて介護や医療の専門的なサービスが一体的に提供されることで、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができます。 <u>また、認知症予防の取り組みを推進するとともに、地域住民の認知症に対する理解を深め、相談体制の充実を図ることで、高齢者自身のみならず、その家族等も</u></p>

<p>域で生活し続けることができます。</p> <p>◇ P29の11行目 2-①認知症の早期診断・対応の支援 認知症に対する知識を深め、市民一人ひとりが生活の中で認知症予防に取り組めるよう、認知症に関する講演会を開催し、認知症に対する理解を深め、「認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指します。</p>	<p>安心して地域で生活し続けることができます。</p> <p>2-①認知症の<u>予防・早期診断・対応の支援</u> 認知症に対する知識を深め、市民一人ひとりが生活の中で認知症予防に取り組めるよう、認知症に関する講演会を開催し、認知症に対する理解を深め、「認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指します。 <u>また、「基本目標1」を達成するための「取組の柱」の一つである「健康づくりと介護予防の推進」(P22~24)とも連動しながら、認知症予防活動を包括的に展開していきます。</u></p>
<p>■ 米子市と連携して実施するモデル事業について、事業名を米子市と統一しました。</p>	
<p>◇ P29の6行目 ウ <u>在宅ケア推進モデル事業</u></p>	<p>ウ <u>在宅ケアICT活用二市連携事業</u></p>
<p>■ 策定委員会でのご意見を反映し、介護職の人材確保に係わる事業に取り組むこととして所要の修正を行いました。</p>	
<p>◇ P32の3行目 1-①介護保険サービスの整備 身近できめ細かいサービスを受けることができる体制等を構築し、在宅での介護・医療の推進、認知症の方への支援を図ります。</p>	<p>1-①介護保険サービスの整備 身近できめ細かいサービスを受けることができる体制等を構築し、在宅での介護・医療の推進、認知症の方への支援を図ります。</p>

<p>◇ P33の12行目 (全部追加)</p>	<p><u>また、介護や介護の仕事への理解を深める講座を開催し、介護従事者の確保を図ります。</u></p> <p><u>イ 介護や介護の仕事の理解促進事業</u> 新規★ <u>将来の介護従事者の確保を図るため、中学生向けにパンフレットの作成や出前講座を開催し、介護の魅力ややりがいについての理解の促進を図ります。</u></p>
<p>■ 介護保険事業に関する見込みや介護保険料の考え方について、平成29年度最新の実績や国の動向を踏まえ、最新の情報に更新しました。</p>	
<p>◇ 第4章(P37~49)</p> <p>◇ 第5章の一部(P50~55)</p>	<p>(最新の実績や国の動向を反映し、介護保険の給付の見込みや保険料算定に係る数値を修正した他、介護保険法の一部改正に併せ、所要の修正を行いました。主な内容は次ページのとおり)</p>
<p>■ その他</p>	
<p>◇ 全体を通して、前回の策定委員会からの時点修正や正式名称の採用、表現の統一など、文言の整理を行うとともに、用語解説を加えました。</p>	
<p>介護保険料設定についての主な変更点</p>	

	第3回計画（案）	第4回計画（案）
P51 基金の取崩し額	5千万円	1億8千万円
P53 (介護保険法の一部改正)	第1段階から第4段階までの保険料算定基準の一部 「年金収入額と合計所得金額の合計」	第1段階から第4段階までの保険料算定基準の一部 「年金収入額と合計所得金額（年金所得を除く）の合計」
P54 標準給付費＋地域支援事業費計（A）	11,673,929千円	11,904,689千円
P54 第7期の1号被保険者の介護保険料基準額	月額 6,507円	月額 6,378円
P55 第5段階保険料年額	年額 78,000円	年額 76,500円
介護保険料引き上げ率 (第6期 6,226円)	4.5%	2.4%